

千歳市工業等振興条例に基づく助成措置

種別	区分	対象施設	対象業種	対象地域	対象要件 (投資額と雇用増を同時に満たすこと)	助成内容
工場等の 新増設に係る 投資額及び 雇用増進基準 とする助成	1号	工場	製造業	指定地区	(新設・増設) 投資額 5,000万円超 雇用増 5人以上	・固定資産税相当額 2年間交付(合計限度額1億円) ・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額2,000万円)
	2号	工場 (先端技術産業)	先端技術産業 (*別表第1参照)	指定地区	(新設) 投資額 5,000万円超 雇用増 10人以上 (増設) 投資額 5,000万円超 雇用増 5人以上	固定資産税相当額 3年間交付(合計限度額1億円) ・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額2,000万円)
	3号	光技術関連研究施設	光技術関連研究産業 (*別表第2参照)	美々ワールド	(新設・増設) 投資額 2,000万円超 雇用増 3人以上	
	4号	試験研究施設等	自然科学系の試験研究所等 理化学試験、検査関連等	指定地区	(新設・増設) 投資額 3,000万円超 雇用増 3人以上	
	5号	産業支援施設等	産業支援サービス業 情報通信関連産業 (*別表第3参照)	第4工業団地 根志越業務団地 オフィス・アルカディア	(新設・増設) 投資額 3,000万円超 雇用増 5人以上	・固定資産税相当額 2年間交付(合計限度額1億円) ・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額2,000万円)
	6号	航空機改修関連施設	航空機改修関連業	指定地区	(新設) 投資額 5,000万円超 雇用増 10人以上 (増設) 投資額 5,000万円超 雇用増 5人以上	
	7号	物流施設	運送業・倉庫業等 運輸に付帯するサービス業	第4工業団地 根志越業務団地 流通業務団地  指定地区	(新設・増設) 投資額 5,000万円超 雇用増 5人以上  (新設・増設) 投資額 5,000万円超 雇用増 5人以上	・固定資産税相当額 1年間交付(合計限度額1億円) ・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額2,000万円)

(上記要件に該当しない賃借施設の場合)

対象業種	対象地域	対象要件	助成内容
光技術関連研究産業 試験研究施設等 産業支援サービス業 (*別表第2・3参照)	第4工業団地 根志越業務団地 美々ワールド オフィス・アルカディア	(開設) 光技術関連研究施設 試験研究施設等 産業支援サービス業 雇用増 3人以上 雇用増 3人以上 雇用増 5人以上	・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額2,000万円)
情報通信関連産業 (*別表第3参照)	市街化区域	(開設) 雇用増 5人以上	・雇用人(市内居住者) 1名につき30万円 (限度額3,000万円)

別表第1(先端技術に属する工場)

- (1)エレクトロニクス産業
- (2)光産業
- (3)新エネルギー産業
- (4)新素材産業
- (5)バイオテクノロジー利用産業
- (6)産業用ロボット産業
- (7)航空機・宇宙産業
- (8)ファインケミカル産業
- (9)高度な技術を利用して工業製品を生産するもので市長が認めるもの

別表第2(光技術関連研究施設)

- (1)光デバイス製造産業
- (2)光デバイス利用機器産業
- (3)光応用センシング産業
- (4)バイオテクノロジー産業
- (5)レーザー加工・医療産業
- (6)情報通信関連産業
- (7)ポリマ化学関連産業
- (8)住宅関連産業
- (9)新エネルギー関連産業
- (10)環境関連産業
- (11)その他光技術に関する産業

別表第3(産業支援サービス業及び情報通信関連産業)

- 1 産業支援サービス業
  - (1)ソフトウェア業
  - (2)情報処理サービス業
  - (3)情報提供サービス業
  - (4)産業用設備洗浄業
  - (5)非破壊検査業
  - (6)機械修理業
  - (7)機械設計業
  - (8)エンジニアリング業
  - (9)デザイン業
  - (10)バイオテクノロジー利用産業(医療に係る検体検査等医療業に付帯するサービスを行う事業に限る。)
- 2 情報通信関連産業
  - (1)コールセンター業

(用語の説明等)

- (1)「指定地区」とは、準工・工業・工専及び調整区域で開発行為の許可を受けた地区をいいます。
- (2)「投資額」とは、工事着手から工事完成までの期間に製造等のため直接使用される施設・設備への投資した額をいい、土地取得費は除きます。
- (3)「雇用増の対象となる常時雇用者」とは、次の要件をすべて満たす方が原則対象となります。

- ア 1年以上の期限を定めて雇用される方
- イ 代表権を有しない方、監査役及び非常勤ではない方
- ウ 雇用保険の被保険者の方
- エ 年間の給与所得が130万円以上(見込み)の方
- オ 専ら営業及び販売等に従事しない方

\*また次の方についても上記要件を満たした場合、原則対象となります。

ア 他の企業(グループ企業、関係会社等)から出向されている方で、補助金申請を行う企業において資金の支払いを受けている方

- (4)パートタイマーやアルバイトの方についても、雇用条件により「雇用増の対象となる常時雇用者」と同様にみなされる場合がありますが、実際に雇用条件、雇用形態を確認のうえ判断することとなります。
- (5)「市内に居住する雇用者」とは、千歳に住居登録されている方をいいます。